

令和3年（行コ）第4号 発電所運転停止命令義務付け請求控訴事件

控訴人兼被控訴人（一審被告） 国（処分行政庁：原子力規制委員会）

被控訴人（一審原告） X 1 ほか

控訴人（一審原告） X 5 1 ほか

参加人 関西電力株式会社

一審被告第9準備書面

（原子炉格納容器下部の溶融炉心の冷却及び溶融炉心の冷却に伴い発生する水蒸気について）

令和5年5月15日

大阪高等裁判所第6民事部C E係 御中

一審被告訴訟代理人 熊谷明彦

一審被告指定代理人 鈴木和孝

田原昭彦

野村昌也

寺田太郎

伊東真依

田原慎士

西村常樹

吉村征絃

濱崎貴弘
蛇原諒
田中優希
金友有理子
窪田公樹
酒井圭一
稻田幸恵
平野大輔
鶴園孝夫
大淺田薰
長江博
高橋潤
平林昌樹
但野悟司
栗田旭
大城朝久
仲村淳一
後藤堯人

藤田悟郎
上村香織
井藤志暢
野澤峻嶮
渡辺瑞穂
吉田匡志
田上雅彦
小林源裕
熊谷和宣
湯山桃子
村田太一
鈴木隆之
假屋一成
吉田彩乃
渡邊桂一
澤田智宏
内藤浩行
世良田鎮

目 次

第1	はじめに	5
第2	一審被告の回答	5
1	原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心の冷却に係る規制要求	5
2	参加人の申請内容	7
3	本件各原子炉施設に係る適合性審査における原子力規制委員会の判断	12
4	小括	13
5	溶融炉心の冷却の際に発生すると想定される水蒸気について（補足）	14
	略称語句使用一覧表	15

第1 はじめに

一審被告は、令和5年2月14日付け一審被告第8準備書面（以下「一審被告第8準備書面」という。）第4（31ないし36ページ）において、設置許可基準規則51条が、「発電用原子炉施設には、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、溶融し、原子炉格納容器の下部に落下した炉心を冷却するために必要な設備を設けなければならない。」と規定していることを踏まえ、同条が定める規制要求、参加人の申請及びこれに対する原子力規制委員会の適合性審査の内容について述べた。

そうしたところ、令和5年2月21日の進行協議期日において、裁判所から、「炉心が原子炉容器から溶け落ち、格納容器（引用者注：原子炉格納容器のこと。以下同じ。）下部に落ちるという重大事故への対応について、格納容器上部のスプレイから放水して格納容器下部に水を溜め、その溜まった水で溶け落ちた炉心を冷やすという説明が第8準備書面（引用者注：一審被告第8準備書面のこと。以下同じ。）でされているが、溜まった水は熱水になるのでこれを何らかの形で循環させないといけないと思われる。ところが、格納容器下部に溜まった水を循環させる仕組みについて第8準備書面で説明がない。その説明が必要ではないか。」（裁判所作成の進行協議調書1ページ）との指摘を受けた。そこで、本準備書面では、炉心の著しい損傷が発生した場合における、原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心の冷却について、法令が定める規制要求、参加人の申請及びこれに対する原子力規制委員会の適合性審査の概要を述べる。

なお、略語等の使用は、特に本文中において新たに定義するもののほか、原判決の例により、原判決に定義がないものについては、一審被告準備書面等の例による（本書面末尾に略称語句使用一覧表を添付する。）。

第2 一審被告の回答

1 原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心の冷却に係る規制要求

- (1) 設置許可基準規則は、重大事故等対策に係る重大事故等対処施設と重大事故等対処設備について、その基本設計ないし基本的設計方針に係る事項の妥当性を要求し（同規則38条ないし62条。乙第294号証138及び139ページ）、一審被告第8準備書面第4の1（31ないし33ページ）のとおり、設置許可基準規則51条等（設置許可基準規則51条及び技術的能力審査基準Ⅱ1.8項）は、炉心の著しい損傷が発生した場合において、原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心を冷却するために必要な設備及び手順等の整備等を求めている。
- (2) 一審被告第8準備書面第4の1(1)（32ページ）のとおり、設置許可基準規則51条が定める「原子炉格納容器の下部に落下した炉心を冷却するため必要な設備」は、重大事故等の拡大を防止するための対策（重大事故等対策）の一つである。その重大事故等対策の一つとして、設置許可基準規則は、炉心損傷防止対策、原子炉格納容器破損防止対策等の必要な措置を講じなければならないと定め（同規則37条）、設置（変更）許可申請者に対し、それぞれの重大事故等において、網羅的・体系的に事故の原因と事故に至るまでの進展（事故シーケンス⁴⁾）を想定し、当該事故の発生を防止するための対策や拡大を防止するための対策を立案し、その対策の有効性を評価することを求めている（同規則の解釈37条部分。乙第294号証138ページ）。

そのうちの設置許可基準規則37条2項は、「発電用原子炉施設は、重大事故が発生した場合において、原子炉格納容器の破損及び工場等外への放射

*1 事故シーケンスとは、炉心の著しい損傷に至る可能性のある事故シナリオを、起因事象、安全設備や緩和操作の成功・失敗、物理現象の発生の有無などの組合せとして表したものといい、格納容器破損モードごとに、格納容器の破損に至る重要な事故シーケンスを「評価事故シーケンス」という。

性物質の異常な水準の放出を防止するために必要な措置を講じたものでなければならない。」と定め、重大事故が発生した場合において、原子炉格納容器の破損等を防止するために必要な措置を講じることを求めている。そして、前記の「原子炉格納容器の破損（中略）を防止するために必要な措置を講じたもの」という部分は、設置許可基準規則の解釈37条2項部分2-2に「次に掲げる要件を満たすものであること」と規定し、「想定する格納容器破損モード²に対して、原子炉格納容器の破損を防止（中略）する対策に有効性があることを確認すること」を求めている（乙第113号証80及び81ページ）。

2 参加人の申請内容

(1) 参加人は、前記1(1)の設置許可基準規則51条等が定める要求事項のうち、原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心の冷却に対応するため、一審被告第8準備書面第4の2(1)（33ないし35ページ）のとおり、①格納容器スプレイポンプ等を重大事故等対処設備として位置づけ、恒設代替低圧注水ポンプ等を重大事故等対処設備として新たに整備するとともに、各設備を用いた溶融炉心の冷却等の手順を定め、②重大事故等対処設備に係る主な設計方針を、原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心の冷却のための恒設代替低圧注水ポンプについて、格納容器スプレイポンプに対して多様性及び独立性を有し、位置的分散を図る設計とすること、全交流動力電源が喪失した場合でも代替電源設備により給電が可能な設計とすること、格納容器スプレイ水は溶融炉心が落下するまでに原子炉下部キャビティに十分な水量を蓄水で

*2 格納容器破損モードとは、炉心の著しい損傷が生じた後等に原子炉格納容器の破損及び工場等外への放射性物質の異常な水準の放出に至る可能性のある事象を、原子炉格納容器への負荷の種類に着目して類型化したものといい、具体的な事象は、設置許可基準規則の解釈37条2項部分2-1（乙第113号証79ページ）に示されている。

きる設計とすること、とした。

(2) ア 参加人は、前記1(2)の設置許可基準規則37条2項が定める要求事項に対応するため、同規則の解釈37条2項部分2-1（乙第113号証79ページ）所定の「必ず想定する格納容器破損モード」ごとに評価事故シーケンスを選定して、それぞれについて有効性評価を実施した。その際、参加人は、原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心の冷却について、想定する格納容器破損モードのうち「溶融炉心・コンクリート相互作用」⁴³（MCCI）に関する有効性評価を検討する中で得られた、原子炉下部キャビティの水量及び水位に係る評価結果を踏まえ、原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心を、原子炉下部キャビティに蓄水した水により常温まで冷却することができると評価した（乙第305号証・51-8-5ページ）。

イ すなわち、参加人は、設置許可基準規則51条等が要求する原子炉格納容器破損防止対策に係る同規則37条2項所定の有効性評価において、同規則の解釈37条2項部分2-1(a)（乙第113号証79ページ）所定の「必ず想定する格納容器破損モード」の一つである「溶融炉心・コンクリート相互作用」（MCCI）事象に対し、同事象の特徴（脚注3参照）

*3 溶融炉心がコンクリートに接触すると、溶融炉心からの崩壊熱（放射性物質の崩壊によって生じる熱）や化学反応によって、コンクリートが侵食され、一酸化炭素や水素等の非凝縮性ガス（温度が下がっても液体にならないガス）及び水蒸気が多量に発生する。これにより、原子炉格納容器内の温度・圧力が上昇し、及び原子炉格納容器下部コンクリートが貫通し、原子炉格納容器が破損する可能性がある。そのため、溶融炉心を冷却することにより、非凝縮性ガス等の発生及びコンクリートの侵食を抑制する必要がある。設置許可基準規則の解釈37条2項部分2-1(a)では、このような類型の事象を「溶融炉心・コンクリート相互作用」として規定している（乙第113号証79ページ）。

を踏まえ、原子炉下部キャビティに落下した溶融炉心の冷却等を行うために、初期の対策として、恒設代替低圧注水ポンプを用いた代替格納容器スプレイにより原子炉下部キャビティへ注水することとし、その後の溶融炉心の冷却及び原子炉格納容器内の冷却・除熱を維持する対策として、格納容器再循環ユニット^{*4}を用いた格納容器内自然対流冷却を行うこととしたものである（以上、乙第177号証204及び205ページ、乙第306号証3-5-1及び3-5-2）。

その上で、参加人は、炉心損傷後の原子炉容器における溶融炉心の移動（リロケーション）や原子炉容器破損・溶融等の現象を適切に評価することが可能な、原子炉系、原子炉格納容器系の熱水力モデルを備え、かつ、炉心損傷後のシビアアクシデント特有の溶融炉心の挙動に関するモデルを有する解析コードである「MAAP」を用いて前記格納容器破損モードに対する格納容器破損防止対策の有効性の評価を行ったものである（乙第306号証3-5-1ないし3-5-4ページ）。

ウ 前記の有効性評価に関し、参加人は、解析コード（MAAP）を用いた解析結果によれば、「溶融炉心・コンクリート相互作用」（MCCI）事象に関し、最も影響の大きい評価事故シーケンス「大LOCA^{*5}+ECC

*4 格納容器再循環ユニットとは、炉心の著しい損傷が発生した場合などにおいて原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるための設備をいう。原子炉格納容器内に設置され、原子炉補機冷却水又は海水を格納容器再循環ユニットに通水することにより原子炉格納容器内の蒸気を凝縮し、原子炉格納容器内の空気が冷やされることで自然対流が生じ、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させることができる。

*5 LOCA (Loss of Coolant Accident) とは、冷却材喪失事故のことをいう。

S^{*6}失敗 + 格納容器スプレイ失敗^{*7}」^{*8}（大破断L O C A時に高圧注入機能、低圧注入機能及び格納容器スプレイ機能が喪失する事故）が発生してから約1.4時間後に原子炉容器破損が生じ、その時に多量の溶融炉心及び溶融された炉内構造物等が原子炉下部キャビティに落下するとの結果を得ている。その際、参加人は、その初期に落下する溶融炉心等の物量について、保守的な値^{*9}を設定し、これが原子炉下部キャビティに落下した際に蓄水した水により常温まで冷却するのに必要な水量を設定^{*10}した。その上で、参加人は、こうしたMAAP解析の結果によれば、原子炉容器破損時（約1.4時間後）における原子炉下部キャビティの蓄水量は、水位として約

*6 ECCS (Emergency Core Cooling System、非常用炉心冷却システム) とは、原子炉で原子炉冷却系の配管破断が起きる等の事故が発生し、原子炉冷却材が炉心から喪失した場合に直ちに冷却材を炉心に注入して、炉心の冷却可能な形状を維持しつつこれを冷却し、放射性物質の周辺への放出を抑制することを目的とする安全システムのことをいう。

*7 格納容器スプレイ失敗とは、格納容器スプレイ機能が喪失することをいう。

*8 参加人は、当該評価事故シーケンスの選定に当たり、代替格納容器スプレイの開始時間を遅らせて、より厳しい条件とする観点から、代替電源の準備が必要となる全交流動力電源の喪失も考慮している。さらに、恒設代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイ及び大容量ポンプを用いた格納容器再循環ユニットへの海水通水による格納容器内自然対流冷却の有効性を確認する観点から、原子炉補機冷却機能喪失も重畠して考慮している。

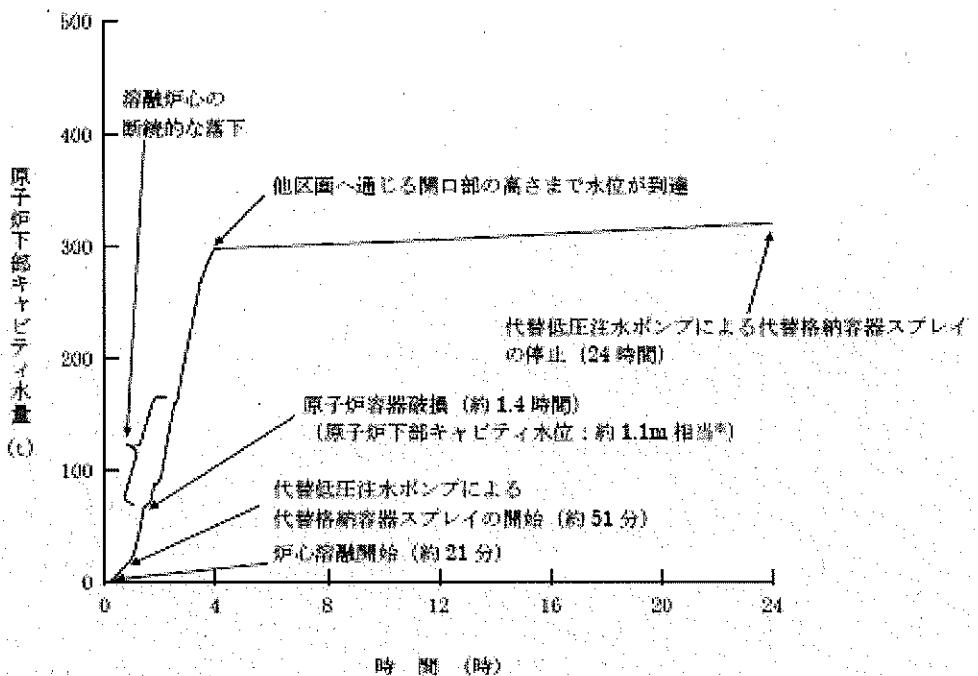
*9 参加人は、MAAP解析では、炉心熱出力を大きめに設定（なお、具体的な設定数値については機密事項のため非公表である。）しており、また、炉心崩壊熱も大きめの発熱量で推移すると設定している。そのため、原子炉容器破損時間や溶融炉心等落下物量は実態より早め・大きめになり、数値は十分保守的である、とする。

*10 参加人は、初期以降に落下する溶融炉心等の冷却に必要な冷却水については、スプレイ水等により原子炉格納容器最下階に溜まった水が連通穴等により適宜注水される、とする。

1. 3mに相当する水量であり、十分な水量が確保されている、としたものである。（以上につき、乙第305号証51-8-5ページ）

(3) 前記(2)のとおり、参加人は、設置許可基準規則51条等が定める要求事項に係る有効性評価において、原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心に対する初期の対策として、代替格納容器スプレイにより原子炉下部キャビティに蓄水した水によって常温まで冷却することができると評価しているが、引き続き安定した状態に向けた対策として、参加人は、申請において以下の説明も行っている。

すなわち、参加人は、前記評価事故シーケンスの事象発生から約51分後に開始した恒設代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイは、前記事象が発生してから24時間後に、設置許可基準規則50条1項及び同規則の解釈50条1項部分（乙第113号証107ページ）で設置が要求されている格納容器再循環ユニットを用いて、原子炉格納容器内の蒸気を凝縮させ自然対流による原子炉格納容器内の冷却等に引き継ぐ、とした。この自然対流による原子炉格納容器内の蒸気の凝縮によって生じた水が原子炉格納容器下部に溜まり、この溜まった水が、前記と同様に、連通穴等の開口部から原子炉下部キャビティに流入し蓄水することで継続的に冷却されることになる、とした。（以上につき、乙第305号証51-8-16ページ、乙第307号証50-1ないし50-5ページ）



【図1 原子炉下部キャビティ水量の推移（乙第305号証51-8-1.6

ページ。なお、図中の※にある約1.1m相当は原子炉下部キャビティ防護壁設置後は約1.3m相当となる。】

3 本件各原子炉施設に係る適合性審査における原子力規制委員会の判断

前記2の参加人の申請内容について、原子力規制委員会は、本件各原子炉施設に係る適合性審査において、格納容器破損モード「溶融炉心・コンクリート相互作用」（MCCI）に対して参加人が格納容器破損防止対策として計画している代替格納容器スプレイによる原子炉下部キャビティへの注水は、事象進展の特徴を捉えた対策であると判断した。そして、原子力規制委員会は、前記2(2)ウの評価事故シーケンス「大LOCA+ECCS失敗+格納容器スプレイ失敗」（大破断LOCA時に高压注入機能、低压注入機能及び格納容器スプレイ機能が喪失する事故）において、原子炉下部キャビティへの注水を行った場合に対する参加人の解析コード（MAAP）を用いた解析結果は、格納容器破損防止対策の評価項目（溶融炉心が適切に冷却されること等）を満足しているとした上で、格納容器破損モード「溶融炉心・コンクリート相互作用」（M

CCC I) に対して参加人が計画している格納容器破損防止対策は、有効なものであると判断した。（以上につき、乙第177号証207及び208ページ）

4 小括

以上のとおり、前記2で述べた参加人によるMAAP解析の結果は、保守的に本件各原子炉施設に装荷されている炉心有効部の全量が溶融するものとした上で、当該溶融炉心の全てが原子炉下部キャビティに落下したとしても、その初期段階において、それまでに原子炉下部キャビティに蓄水した水により溶融炉心を常温まで冷却することが可能であることを示し、その後においても格納容器再循環ユニットによる原子炉格納容器内の冷却等に伴う凝縮水が原子炉下部キャビティに流入・蓄水することで溶融炉心の崩壊熱を除去することが可能であることを示すものである。

なお、設計基準事故時又は重大事故等時における対処として、参加人は、格納容器破損モード「溶融炉心・コンクリート相互作用」(MCC I) に対して計画している格納容器破損防止対策とは別に、原子炉への注水による非常用炉心冷却や原子炉格納容器内の減温・減圧等のための格納容器スプレイ等を実施するに当たり、その水源となる燃料取替用水ピットその他の水源が枯渇又は破損した場合の代替水源を確保するため、格納容器再循環サンプ¹¹を設けることにより、格納容器スプレイ等により原子炉格納容器最下階に溜まった水を格納容器再循環サンプで集水した後、格納容器スプレイポンプ等各種ポンプで吸い上げ、再び原子炉格納容器内の水源として利用することができるようしている（設置許可基準規則56条及び同規則の解釈56条部分1項f（乙第113

*11 格納容器再循環サンプとは、1次冷却材喪失事故時等において、燃料を冷却するための水源として使用する燃料取替用水ピットの水がなくなった場合に、次の水源として、漏れ出た1次冷却水等を回収して使用するために、原子炉格納容器内の最下階に設置されている水槽のことをいう。

号証116ページ)。そのため、炉心の著しい損傷が発生した際には、必要に応じてそれらの設備を用いることによって、原子炉格納容器内の水を循環させることができる。

5 溶融炉心の冷却の際に発生すると想定される水蒸気について(補足)

前記2(2)ウのとおり、原子炉容器から落下した溶融炉心が原子炉下部キャビティに蓄水した水によって冷却される過程において、冷却のための水が一部蒸発して水蒸気が発生することが想定されるので、以下補足する。

参加人は、設置許可基準規則37条2項に基づき、重大事故に係る格納容器破損防止対策の有効性評価において、解析コード(MAAP)を用いて、高温の溶融炉心が原子炉下部キャビティに溜まっている水に落下することに伴う水蒸気の発生により、原子炉格納容器内の急激な圧力上昇が生じる事象に対する原子炉格納容器の健全性について解析したところ、溶融炉心が水に落下した際に圧力上昇が見られ、水蒸気の発生は原子炉格納容器内の急激な圧力上昇に寄与する可能性があるが、代替格納容器スプレイによって原子炉格納容器内の減温・減圧がなされること等から原子炉格納容器の健全性に影響を与えるものでないとしている(乙第306号証添3.3.1-1及び添3.3.1-4ページ)。

そして、原子力規制委員会は、本件各原子炉施設に係る適合性審査において、参加人による前記解析結果は、「急速な原子炉圧力容器外の溶融燃料-冷却材相互作用による熱的・機械的荷重によって原子炉格納容器バウンダリの機能が喪失しないこと」(乙第113号証80ページ「2-3」の「(e)」)という格納容器破損防止対策の評価項目を満足している等として、参加人が計画している格納容器破損防止対策は有効なものであると判断しているところである(乙第177号証197及び198ページ)。

以上

略称語句使用一覧表

事件名 大阪高等裁判所令和3年(行コ)第4号
 発電所運転停止命令義務付け請求控訴事件
 控訴人兼被控訴人 (一審被告) 国
 被控訴人(一審原告) X 1 ほか
 控訴人(一審原告) X 5 1 ほか
 参加人 関西電力株式会社

略称	基本用語	使用書面	ページ	備考
数字				
2号要件	その者に発電用原子炉を設置するために必要な技術的能力及び経理的基礎があること(改正原子炉等規制法43条の3の6第1項2号)	原審第4準備書面	21	
3号要件	その者に重大事故(発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の原子力規制委員会規則で定める重大な事故をいう。第43条の3の22第1項において同じ。)の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力その他の発電用原子炉の運転を適確に遂行するに足りる技術的能力があること(改正原子炉等規制法43条の3の6第1項3号)	原審第4準備書面	22	
4号要件	発電用原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること(改正原子炉等規制法43条の3の6第1項4号)	原判決	5	
7月27日規制委員会資料	平成28年7月27日原子力規制委員会資料「大飯発電所の地震動に係る試算の過程等について」	原審第15準備書面	11	
51条等	設置許可基準規則51条及び技術的能力審査基準1.8項の総称	原判決	163	
55条等	設置許可基準規則55条及び技術的能力審査基準1.12項の総称	原判決	176	
英字				
(a)ルート	「壇ほか式」(レシピ(12)式)とレシピ(13)式を用いてアスペリティ面積比を求める手順であり、Moからスタートし、加速度震源スペクトル短周期レベルA、(13)式を経て、アスペリティの総面積Saへと至る実線矢印のルート	原審第19準備書面	33	
(b)ルート	地震モーメントの増大に伴つてアスペリティ面積比が増大となる場合に、地震モーメントMoや短周期レベルAに基づきアスペリティ面積比等を求めるのではなく、「長大な断層」と付記された破線の矢印のとおり、アスペリティ面積比を約0.22の固定値に設定するルート	原審第19準備書面	33	

(a)ルート	「壇ほか式」(レシピ(12)式)とレシピ(13)式を用いてアスペリティ面積比を求める手順であり、M ₀ からスタートし、加速度震源スペクトル短周期レベルA、(13)式を経て、アスペリティの総面積S _a へと至る実線矢印のルート	原審第19準備書面	33	
(b)ルート	地震モーメントの増大に伴ってアスペリティ面積比が増大となる場合に、地震モーメントM ₀ や短周期レベルAに基づきアスペリティ面積比等を求めるのではなく、「長大な断層」と付記された破線の矢印のとおり、アスペリティ面積比を約0.22の固定値に設定するルート	原審第19準備書面	33	
IAEA	国際原子力機関	原審第30準備書面	19	
IAEA-SSG-21	IAEA Safety Standards "Volcanic Hazards in Site Evaluation for Nuclear Installations" (No.SSG-21)	原審第30準備書面	13	
ICRP	国際放射線防護委員会	原判決	13	
ICRP2007勧告	ICRPの平成19年(2007年)の勧告	原判決	70	甲35, 乙32, 34, 218から220
JNES	独立行政法人原子力安全基盤機構(Japan Nuclear Energy Safety Organization)	原審第30準備書面	21	
Kinematicモデルによる方法	佐竹ほか(2002)による運動学的地すべりモデルによる予測方法	控訴審第10準備書面	26	
L _{sub}	震源断層の長さ	原判決	18	
PAZ	放射線被ばくにより重篤な確定的影響を回避する区域	原審第32準備書面	13	
PRA	確率論的リスク評価	原審第17準備書面	24	
Somerville規範	「Somerville et al.(1999)」において示されたトリミングの規範	原審第16準備書面	41	
SRCMOD	Finite-Source Rupture Model Database	原審第19準備書面	43	乙86
S波速度	せん断波速度	原審第24準備書面	25	
UPZ	確定的影响のリスクを合理的な範囲で最小限に抑える区域	原審第32準備書面	13	
Wattsほかの予測式	Grilli and Watts(2005)及びWattsほか(2005)による予測式	控訴審第10準備書面	26	
あ				
秋田県モデル	秋田県(2012)で想定されている日本海東縁部の断層の波源モデル	控訴審第10準備書面	21	
芦田氏	芦田謙京都大学名誉教授	控訴審第11準備書面	38	
安全審査指針類	第4準備書面別紙3に列記する原子力安全委員会(その前身としての原子力委員会を含む。)が策定してきた各指針	原審第4準備書面	29	
安全設計審査指針	発電用軽水型原子炉施設に関する安全設計審査指針(平成2年8月30日原子力安全委員会決定)	原審第1準備書面	13	乙4

安全評価上の設定時間	設置許可申請書添付書類第八の仕様及び添付書類十における運転時の異常な過渡変化及び事故の評価で設定した時間(「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令の解釈について」における「適切な値をとるような速度」についての解説部分より)	原審答弁書	23	乙3
安全評価審査指針	発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針(平成2年8月30日原子力安全委員会決定)	原審第1準備書面	19	乙20
安全余裕検討部会	制御棒挿入に係る安全余裕検討部会	原審第1準備書面	34	
い				
伊方最高裁判決	最高裁判所平成4年10月29日第一小法廷判決(民集46巻7号1174ページ)	原審第1準備書面	10	
一審原告ら控訴答弁書	一審原告らの令和3年6月3日付け控訴答弁書	控訴審第2準備書面	4	
一審原告ら準備書面(2)	一審原告らの2022年(令和4年)5月20日付け準備書面(2)	控訴審第11準備書面	7	
一審原告ら準備書面(3)	一審原告らの2022年(令和4年)11月15日付け準備書面(3)	控訴審第11準備書面	7	
一審被告	控訴人兼被控訴人国	控訴審第1準備書面	6	
一審被告控訴理由書	一審被告の令和3年2月5日付け控訴理由書	控訴審第1準備書面	6	
一審被告第4準備書面	一審被告の令和4年8月22日付け一審被告第4準備書面	控訴審第5準備書面	4	
一審被告第8準備書面	一審被告の令和5年2月14日付け一審被告第8準備書面	控訴審第9準備書面	5	
入倉ほか(1993)	入倉孝次郎ほか「地震断層のすべり変位量の空間分布の検討」	原審第18準備書面	9	甲151
入倉ほか(2017)	入倉らが執筆した論文である「Applicability of source scaling relations for crustal earthquakes to estimation of the ground motions of the 2016 Kumamoto earthquake (2016年熊本地震の地震動の推定に対する内陸殻内地震の震源スケーリング則の適用可能性)」	原判決	35	
入倉ほか(2014)	入倉ほかが執筆した論文である「強震動記録を用いた震源インバージョンに基づく国内の内陸地殻内地震の震源パラメータのスケーリング則の再検討」	原判決	20	
入倉・三宅(2001)	入倉孝次郎氏及び三宅弘恵氏が執筆した論文である「シナリオ地震の強震動予測」	原判決	17	
入倉・三宅式	$M_0 = 7.5 \times 10^{18}$ 以上 1.8×10^{20} ($M_w 7.4$ 相当)以下の地震の経験式 $M_0 = (S/4.24 \times 10^{11})^2 \times 10^{-7}$	原判決	237	
入倉	入倉孝次郎京都大学防災研究所教授(当時)	原判決	7	

入倉氏	入倉孝次郎京都大学名誉教授	控訴審第1準備書面	7	
う				
ウェルズほか(1994)	WellsとCoppersmithが執筆した論文である「New empirical relationships among magnitude,rupture length,rupture width,rupture area, and surface displacement」	原判決	85	
訴え変更申立書	原告らの平成25年9月19日付け訴えの変更申立書	原審第3準備書面	4	
訴えの変更申立書2	原告らの平成29年9月21日付け訴えの変更申立書	平成29年12月25日付け訴えの変更申立てに対する答弁書(原審)	5	
運動学的手法	佐竹ほか(2002)を参考にした運動学的モデルによる予測方法	控訴審第10準備書面	28	
え				
F-6破碎帶	旧F-6破碎帶と新F-6破碎帶を区別しないときは単に「F-6破碎帶」という	原判決	52	
お				
大飯破碎帶有識者会合	原子力規制委員会における大飯発電所敷地内破碎帶の調査に関する有識者会合	原判決	53	
大飯発電所3号炉	関西電力大飯発電所3号原子炉	原審答弁書	4	
大飯発電所4号炉	関西電力大飯発電所4号原子炉	原審答弁書	4	
大谷氏	大谷具幸・岐阜大学工学部社会基盤工学科准教授	控訴審第11準備書面	33	
小田急大法廷判決	最高裁判所平成17年12月7日大法廷判決(民集59巻10号2645ページ)	原審第2準備書面	9	
か				
改正原子炉等規制法	原子力規制委員会設置法(平成24年法律第47号)附則17条の施行後の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	原審第1準備書面	24	第4準備書面で基本用語を変更
改正原子炉等規制法	原子力規制委員会設置法附則18条による改正法施行後の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 ※なお、平成24年改正前原子炉等規制法と改正原子炉等規制法を特段区別しない場合には、単に「原子炉等規制法」という。	原審第4準備書面	5	第1準備書面から基本用語を変更
改正地質審査ガイド	改正後の地質審査ガイド	控訴審第6準備書面	11	
改正地震動審査ガイド	改正後の地震動審査ガイド	控訴審第6準備書面	11	
解釈別記2	設置許可基準規則の解釈別記2	一審被告控訴理由書	10	
解析値	解析によって求められた値	原審第21準備書面	46	

各基準検討チーム	原子炉施設等基準検討チームと地震等基準検討チームを併せた名称	原判決	5	
火山ガイド	原子力発電所の火山影響評価ガイド	原審第30準備書面	4	乙179
片岡ほか式	片岡正次郎氏らが執筆した論文である「短周期レベルをパラメータとした地震動強さの距離減衰式」	原判決	25	
神奈川県以遠に居住する原告ら	原告 X60, 原告 X51, 原告 X62, 原告 X71 の総称	原判決	73	
釜江氏	釜江克宏京都大学複合原子力科学研究所特任教授	控訴審第1準備書面	7	
釜江意見書(地震モーメント)	京都大学名誉教授である釜江克宏氏(地震工学)の令和元年7月22日付け意見書(地震モーメント)	原審第31準備書面	3	乙208
釜江意見書(短周期レベル)	京都大学名誉教授である釜江克宏氏(地震工学)の令和元年7月22日付け意見書(短周期レベル)	原審第31準備書面	3	乙209
川瀬委員	川瀬博委員(原子力安全基準・指針専門部会の地震等検討小委員会の委員)	原判決	41	
川瀬氏	川瀬博京都大学防災研究所特任教授	控訴審第1準備書面	7	
川瀬氏報告書	川瀬氏が作成した「経験式と地震動評価のばらつきに関する報告書」	原審第33準備書面	38	乙235
関西電力	関西電力株式会社	原審答弁書	4	
き				
菊地ほか(1999)	菊地正幸ほか「1948年福井地震の震源パラメーター」	原審第20準備書面	23	乙97
菊地ほか(2003)	Kikuchi et al.(2003)	原審第19準備書面	43	乙91
技術基準規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則(平成25年6月28日付け原子力規制委員会規則第6号)	原判決	6	
技術基準規則の解釈	実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈(平成25年6月19日原規技発第1306194号原子力規制委員会決定)	原審第5準備書面	8	乙46
技術基準適合命令	経済産業大臣が、電気事業法40条に基づき、事業用電気工作物が技術基準に適合していないと認めるときにする、事業用電気工作物の修理、改造、移転、使用の一時停止、使用の制限等の命令	原審答弁書	10	
技術的能力審査基準	実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準(平成25年6月19日原規技発第1306197号原子力規制委員会決定)	原判決	211	乙59

基準地震動	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則4条3項に規定する基準地震動	原審第5準備書面	13	
基準地震動による地震力	耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力	原審第5準備書面	16	
基準津波	設計基準対象施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波	原審第5準備書面	28	
規則解釈	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈	控訴審第1準備書面	11	乙272
基本ケース	地震動審査ガイド I . 3. 3. 3に沿った地震動評価上の不確かさが一部考慮されていない段階の断層モデル	原審第33準備書面	44	
基本震源モデル	同上 (なお、原審第33準備書面44ページでは、「基本震源モデル」あるいは「基本ケース」と述べている。)	原審第9準備書面	11	
旧F-6破碎帯	昭和60年の本件各原子炉の設置変更許可申請時に推定されていたF-6破碎帯	原判決	51	
旧許可処分	発電用原子炉設置(変更)許可処分	原審第32準備書面	37	
九州電力	九州電力株式会社	原判決	16	
旧耐震設計審査指針	発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針について(昭和56年7月原子力安全委員会決定)	原審第1準備書面	14	
行訴法	行政事件訴訟法	原審答弁書	4	
け				
原告ら準備書面(1)	原告らの平成24年10月16日付け準備書面(1)	原審第1準備書面	5	
原告ら準備書面(2)	原告らの平成24年12月25日付け準備書面(2)	原審第2準備書面	4	
原告ら準備書面(5)	原告らの平成26年3月5日付け準備書面(5)	原審第9準備書面	6	
原告ら準備書面(6)	原告らの平成26年6月3日付け準備書面(6)	原審第6準備書面	4	
原告ら準備書面(7)	原告らの平成26年9月9日付け準備書面(7)	原審第7準備書面	5	
原告ら準備書面(8)	原告らの平成26年12月10日付け準備書面(8)	原審第9準備書面	6	
原告ら準備書面(9)	原告らの平成27年3月12日付け準備書面(9)	原審第10準備書面	6	
原告ら準備書面(10)	原告らの平成27年6月17日付け準備書面(10)	原審第10準備書面	6	
原告ら準備書面(11)	原告らの平成27年6月23日付け準備書面(11)	原審第10準備書面	6	
原告ら準備書面(12)	原告らの平成27年9月11日付け準備書面(12)	原審第11準備書面	5	
原告ら準備書面(13)	原告らの平成27年12月14日付け準備書面(13)	原審第12準備書面	5	
原告ら準備書面(14)	原告らの平成28年3月17日付け準備書面(14)	原審第13準備書面	5	
原告ら準備書面(15)	原告らの平成28年6月10日付け準備書面(15)	原審第14準備書面	5	

原告ら準備書面(16)	原告らの平成28年9月9日付け準備書面(16)	原審第15準備書面	5	
原告ら準備書面(17)	原告らの平成28年9月20日付け準備書面(17)	原審第15準備書面	5	
原告ら準備書面(18)	原告らの平成28年12月16日付け準備書面(18)	原審第16準備書面	8	
原告ら準備書面(19)	原告らの平成29年3月17日付け準備書面(19)	原審第17準備書面	7	
原告ら準備書面(20)	原告らの平成29年7月3日付け準備書面(20)	原審第18準備書面	6	
原告ら準備書面(21)	原告らの平成29年9月21日付け準備書面(21)	原審第20準備書面	7	
原告ら準備書面(22)	原告らの平成29年12月18日付け準備書面(22)	原審第20準備書面	7	
原告ら準備書面(23)	原告らの平成30年3月12日付け準備書面(23)	原審第21準備書面	10	
原告ら準備書面(24)	原告らの平成30年6月11日付け準備書面(24)	原審第28準備書面	5	
原告ら準備書面(27)	原告らの平成30年12月4日付け準備書面(27)	原審第30準備書面	4	
原告ら準備書面(29)	原告らの平成31年3月18日付け準備書面(29)	原審第28準備書面	17	
原告ら準備書面(30)	原告らの令和元年6月18日付け準備書面(30)	原審第30準備書面	4	
原告ら準備書面(32)	原告らの令和元年6月18日付け準備書面(32)	原審第33準備書面	6	
原告ら準備書面(34)	原告らの令和元年9月20日付け準備書面(34)	原審第31準備書面	3	
原災指針	原子力災害対策指針	原審第32準備書面	12	
原災法	原子力災害対策特別措置法	原審第32準備書面	12	
現状評価会合	大飯発電所3, 4号機の現状に関する評価会合	原審第3準備書面	6	
現状評価書	平成25年7月3日付け「関西電力(株)大飯発電所3号機及び4号機の現状評価書」	原審第3準備書面	6	乙35
原子力規制委員会等	原子力規制委員会及び経済産業大臣	原審第1準備書面	5	
原子力災害対策重点区域	住民等に対する被ばくの防護措置を短期間で効率的に行うため、重点的に原子力災害に特有な対策が講じられる区域	原審第2準備書面	18	
原子力発電工作物	電気事業法における原子力を原動力とする発電用の電気工作物	原審第4準備書面	18	
原子力利用	原子力の研究、開発及び利用	原審第4準備書面	5	
原子炉格納容器の破損等	炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損又は貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷	原審第17準備書面	33	
原子炉施設等基準検討チーム	原子炉設置許可の基準を検討するための発電用軽水型原子炉の新安全基準に関する検討チーム(発電用軽水型原子炉の新規制基準に関する検討チームと改称)	原判決	5	
原子炉制御系統	原子炉の通常運転時に反応度を調整する機器及び設備	原審第5準備書面	34	
原子炉設置(変更)許可	原子炉設置許可及び原子炉設置変更許可	原審第4準備書面	20	

原子炉停止系統	原子炉の通常運転状態を超えるような異常な事態において原子炉を未臨界に移行し、及び未臨界を維持するために原子炉を停止する機能を有する機器及び設備	原審第5準備書面	34	
原子炉等規制法	平成24年法律第47号による改正前の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	原審答弁書	4	第3準備書面で略称を変更
検討会モデル	「日本海における大規模地震に関する調査検討会」(国土交通省、内閣府、文部科学省(2014))で想定されている若狭海丘列付近断層(F-49)の波源モデル及びFO-A～FO-B～熊川断層(F-53)の波源モデル	控訴審第10準備書面	21	
検討用地震	内陸地殻内地震(陸のプレートの上部地殻地震発生層に生ずる地震をい、海岸のやや沖合で起こるものを含む。), プレート間地震(相接する二つのプレートの境界面で発生する地震)及び海洋プレート内地震(沈み込む(沈み込んだ)海洋プレート内部で発生する地震)について、敷地に大きな影響を与えると予想される地震	原判決	206	
二				
広域地下構造調査(概査)	地震発生層を含む地震基盤から解放基盤までを対象とした地下構造調査	原審第23準備書面	50	
後段規制	段階的規制のうち、設計及び工事の方法の認可以降の規制	原審答弁書	7	
国会事故調報告書	東京電力福島原子力発電所事故調査委員会・国会事故調報告書	原審第3準備書面	21	
小山氏	原告小山英之氏	原審第34準備書面	18	
小山氏陳述書	小山氏作成の「大飯3・4号炉基準地震動の過小評価」と題する陳述書	原審第34準備書面	18	甲221
近藤委員長	前原子力委員会委員長の近藤駿介氏	控訴審第2準備書面	12	
三				
サイト	原子力施設サイト(敷地)	原審第30準備書面	20	
裁判所の第1回事務連絡	裁判所の令和4年1月21日付け事務連絡	控訴審第3準備書面	4	
佐賀地裁決定	玄海原子力発電所3・4号機再稼働差止仮処分申立事件に係る佐賀地方裁判所平成29年6月13日決定	原審第21準備書面	37	乙108
佐藤(2010)	佐藤智美氏による「逆断層と横ずれ断層の違いを考慮した日本の地殻内地震の短周期レベルのスケーリング則」	原審第21準備書面	30	乙104
佐藤・堤(2012)	佐藤智美氏及び堤英明氏による「2011年福島県浜通り付近の正断層の地震の短周期レベルと伝播経路・地盤増幅特性」	原審第21準備書面	30	乙105

サマビルほか式	$M_0 = 7.5 \times 10^{18}$ (Mw6.5相当)未満の地震の経験式 $M_0 = (S / 2.23 \times 10^{15})^{3/2} \times 10^{-7}$	原判決	237	
サマビルほか(1999)	Paul Somervilleほかが執筆した論文である「Characterizing crustal earthquake slip models for the prediction of strong ground motion」	原判決	30	
参加人	控訴人参加人	一審被告控訴理由書	9	
参加人準備書面(1)	参加人の平成30年6月6日付け準備書面(1)	原審第24準備書面	29	
参加人控訴審準備書面(1)	参加人の令和4年5月24日付け準備書面(1)	控訴審第4準備書面	32	
三連動	FO-A断層, FO-B断層及び熊川断層の三連動	原審第33準備書面	56	
し				
敷地近傍地下構造調査(精査)	地震基盤から表層までを対象とした地下構造調査	原審第23準備書面	50	
重松氏	重松紀生産業技術総合研究所主任研究員	原審第34準備書面	16	
四国電力	四国電力株式会社	原審第21準備書面	14	
事故防止対策	自然的条件及び社会的条件との関係をも含めた事故の防止対策	原審第5準備書面	6	
地震等基準検討チーム	原子力規制委員会が定めるべき基準を検討するための発電用軽水型原子炉施設の地震・津波に関する規制基準に関する検討チーム	原判決	5	
地震等検討小委員会	地震・津波関連指針等検討小委員会	原審第24準備書面	9	乙117
地震動審査ガイド	基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイド(平成25年6月19日原管地発第1306192号原子力規制委員会決定)	原判決	224	乙52
実用炉設置許可基準規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則	原審第4準備書面	30	
実用炉則	実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(昭和53年12月28日通商産業省令第77号)	原審第4準備書面	20	
地盤審査ガイド	基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価に係る審査ガイド	原判決	217	
島崎	島崎邦彦氏	原判決	20	
島崎証言	名古屋高等裁判所金沢支部に係属する事件での島崎氏の証言内容	原審第19準備書面	10	甲168

島崎提言	島崎氏が執筆した論文である「最大クラスではない日本海『最大クラス』の津波一過ちを糾さないままでは『想定外』の災害が再生産される」における島崎氏の提言	原判決	20	
島崎発表	日本地球惑星科学連合の2015年大会において行った発表である「活断層の長さから推定する地震モーメント」、その後、島崎は、日本地震学会の2015年度秋季大会や日本活断層学会の同年度秋季学術大会においても同趣旨の発表をした、これらの島崎氏の発表	原判決	20	
島崎発表等	島崎発表及び島崎提言の総称	原判決	33	
重大事故	発電用原子炉の炉心の著しい損傷及び核燃料物質貯蔵設備に貯蔵する燃料体又は使用済燃料の著しい損傷	原判決	197	
重大事故等	重大事故に至るおそれがある事故又は重大事故	原審第5準備書面	7	
重大事故等対策	重大事故の発生防止対策及び重大事故の拡大防止対策	原審第5準備書面	6	
重大事故の拡大防止対策	重大事故が発生した場合における自然的条件及び社会的条件との関係をも含めた大量の放射性物質が敷地外部に放出される事態を防止するための安全確保対策	原審第5準備書面	6	
重大事故の発生防止対策	重大事故に至るおそれがある事故(運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。)が発生した場合における自然的条件及び社会的条件との関係をも含めた炉心等の著しい損傷を防止するための安全確保対策	原審第5準備書面	6	
常設重大事故緩和設備	重大事故緩和設備のうち常設のもの	原審第23準備書面	11	
常設重大事故防止設備	重大事故防止設備のうち常設のもの	原審第23準備書面	10	
常設耐震重要重大事故防止設備	常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの	原審第23準備書面	10	
使用停止等処分	改正原子炉等規制法43条の3の23が規定する、発電用原子炉施設の位置、構造若しくは設備が同法43条の3の6第1項4号の基準に適合していないと認めるとき、発電用原子炉施設が同法43条の3の14の技術上の基準に適合していないと認めるときに、原子力規制委員会が、原子炉設置者に対し、当該発電用原子炉施設の使用の停止、改造、修理又は移転、発電用原子炉の運転の方法の指定その他保安のために必要な措置を命ずる処分	原審第1準備書面	26	
省令62号	発電用原子炉設備に関する技術基準を定める省令(昭和40年6月15日通商産業省令第62号)	原審答弁書	7	

省令62号の解釈	発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令の解釈について	原審第3準備書面	19	甲56
新F-6破碎帯	原子力規制委員会において認定された旧F-6破碎帯とは異なる位置を通過する新たな破碎帯	原判決	52	
新規制基準	設置許可基準規則及び技術基準規則等(同規則の解釈やガイドも含む)	原判決	6	
審査基準等	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等に基づく原子力規制委員会の処分に関する審査基準等	原審第4準備書面	28	
震源モデル	検討用地震ごとに適切な手法を用いて震源特性パラメータを設定したモデル	一審被告控訴理由書	10	
震源断層モデル	検討用地震ごとに適切な手法を用いて震源特性パラメータを設定したモデル	一審被告控訴理由書	10	
審査書案	関西電力株式会社大飯発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書(3号及び4号発電用原子炉施設の変更)に関する審査書(案)(平成29年2月22日原子力規制委員会)	原審第17準備書面	7	甲164
新耐震設計審査指針	発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針(平成18年9月19日原子力安全委員会決定)	原審第1準備書面	10	乙2。答弁書から略称を変更。
新変更許可処分	発電用原子炉設置(変更)許可処分がされた後に、新たにされた設置変更許可処分	原審第32準備書面	37	
す				
推本	地震調査研究推進本部	原判決	6	
推本長期評価手法報告書	推本による『活断層の長期評価手法』報告書(暫定版)(平成22年11月)	原審第23準備書面	23	乙115
推本レシピ	震源断層を特定した地震の強震動予測手法	原判決	7	
せ				
制御棒挿入時間	制御棒の挿入のために施設における安全機能が損なわれないというために、制御棒の挿入に要する時間	原判決	48	
設置許可基準規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則(平成29年原子力規制委員会規則第13号による改正前のもの)	原判決	4	
設置許可基準規則51条等	設置許可基準規則51条及び技術的能力審査基準Ⅱ1.8項	原審第28準備書面	14	
設置許可基準規則55条等	設置許可基準規則55条及び技術的能力審査基準Ⅱ1.12項	控訴審第8準備書面	7	
設置許可基準規則の解釈	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈(平成25年6月19日原規技発第1306193号原子力規制委員会決定)	原審第5準備書面	7	乙44・113
設置法	原子力規制委員会設置法(平成24年法律第47号)	原判決	5	
そ				
訴訟要件①	処分権限	原審答弁書	5	

訴訟要件③	i 損害の重大性, ii 補充性	原審答弁書	5	
訴訟要件④	原告適格	原審答弁書	5	
た				
第2ステージ	M_o (地震モーメント) > $7.5E + 18Nm$	原審第21準備書面	44	
第206回審査会合	平成27年3月13日に開催された原子力規制委員会の第206回審査会合	控訴審第4準備書面	40	
第5回進行協議期日	令和4年8月29日に実施された進行協議期日	控訴審第5準備書面	4	
第5回進行協議調書	第5回進行協議期日の進行協議調書	控訴審第5準備書面	4	
耐震安全性評価に対する見解	「耐震設計審査指針の改訂に伴う関西電力株式会社 美浜発電所1号機, 高浜発電所3, 4号機, 大飯発電所3号機, 4号機 耐震安全性に係る評価について(基準地震動の策定及び主要な施設の耐震安全性評価)」に対する見解	原審第1準備書面	30	乙23
耐震重要施設	設計基準対象施設のうち, 地震の発生によって生ずるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きいもの	原審第23準備書面	9	
耐震重要施設等	耐震重要施設及び重大事故等対処施設	控訴審第4準備書面	7	
耐震設計工認審査ガイド	耐震設計に係る工認審査ガイド(平成25年6月19日原管地発第1306195号原子力規制委員会決定)	原審第5準備書面	8	乙47
耐震設計審査指針	発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針(平成18年9月19日原子力安全委員会決定)	原審答弁書	20	第1準備書面で略称を変更
武村(1998)	武村雅之氏が執筆した論文である「日本列島における地殻内地震のスケーリング則－地震断層の影響および地震被害との関連－」	原判決	18	
武村式	断層面積 $S (km^2)$ と地震モーメント M_o ($dyne \cdot cm$) の関係式 $\log S = 1/2 \log M_o - 10.71$ ($M_o \geq 7.5 \times 10^{25} dyne \cdot cm$)	原判決	19	
武村式+片岡ほか式手法	原告らが主張する「壇ほか式」を「片岡ほか式」に置き換えた手法	原審第21準備書面	33	
田島ほか(2013)	田島礼子氏ほかによる「内陸地殻内および沈み込みプレート境界で発生する巨大地震の震源パラメータに関するスケーリング則の比較研究」	原審第21準備書面	30	乙106
短周期レベル	強震動予測に直接影響を与える短周期領域における加速度震源スペクトルのレベル	原判決	239	
壇ほか(2001)	壇一男氏, 渡辺基史氏, 佐藤俊明氏及び石井透氏が執筆した論文である「断層の非一様すべり破壊モデルから算定される短周期レベルと半経験的波形合成法による強震動予測のための震源断層モデル化」	原判決	22	

壇ほか式	活断層で発生する地震については、最新活動の地震による短周期レベルの想定が現時点では不可能である一方で、想定する地震の震源域に限定しなければ、最近の地震の解析結果より短周期レベルA(N·m/s ²)と地震モーメントM ₀ (N·m)との経験的関係が求められるため、その短周期レベルを算出する式 A=2.46×10 ¹⁰ ×(M ₀ ×10 ⁷) ^{1/3}	原判決	239	
ち				
地質審査ガイド	敷地内及び敷地周辺の地質・地質構造調査に係る審査ガイド(平成25年6月19日原管地発第1306191号原子力規制委員会決定)	原判決	212	甲60, 乙45
つ				
津波ガイド	基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド(平成25年6月19日原管地発第1306193号原子力規制委員会決定)	原審第26準備書面	23	乙148
て				
手引き改訂案	発電用原子炉施設の耐震安全性に関する安全審査の手引き(改訂案)	原審第33準備書面	28	
と				
東京高裁平成17年判決	東京高等裁判所平成17年11月22日判決	原審第32準備書面	38	
東京電力	東京電力株式会社	原審第16準備書面	28	
な				
中田教授	中田節也東京大学地震研究所火山噴火予知研究センター教授(当時)	原審第30準備書面	21	
ね				
燃料体	発電用原子炉施設の燃料として使用する核燃料物質	原審第4準備書面	25	
は				
背景領域	震源断層内のアスペリティを除いた領域	一審被告控訴理由書	56	
破碎帯評価書	平成26年2月12付け「関西電力株式会社大飯発電所の敷地内破碎帯の評価について」	原判決	54	
破碎部	台場浜トレーンチの破碎帯(本件設置変更許可処分の審査書の表記に合わせるもの)	原審第29準備書面	16	
発電用原子炉施設	発電用原子炉及びその附属施設	原判決	198	
発電用原子炉設置者	原子力規制委員会の発電用原子炉の設置許可を受けた者	原審第4準備書面	6	
ばらつき報告書	川瀬委員作成の「経験式と地震動評価のはらつきに関する報告書」と題する書面	原判決	126	乙235
阪南市等に居住する原告ら	原告 X105, 原告 X122, 原告X123, 原告 X125 の総称	原判決	73	
ひ				
ピア・レビュー会合評価書案	大飯発電所の敷地内破碎帯に関する評価書案	原審第31準備書面	10	乙212

評価書案	関西電力株式会社 大飯発電所の敷地内 破碎帯の評価について(案)	原審第3準備書面	32	乙39
ふ				
福井県モデル	福井県(2012)で想定されている若狭海丘 列付近断層の波源モデル	控訴審第10準備書面	21	
福井地裁平成27年仮処分決定	福井地方裁判所平成27年4月14日決定	原審第20準備書面	15	甲138
福島第一原発事故	平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故	原判決	4	
福島第一発電所	東京電力株式会社福島第一原子力発電所	原審第4準備書面	13	
へ				
平成17年5号内規	発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令の解釈について(平成17年12月15日原院発第5号)	原審第1準備書面	18	乙19
平成18年耐震指針	平成18年改正後の耐震設計審査指針(平成18年9月19日原子力安全委員会決定)	原審第24準備書面	9	甲2 乙2
平成24年改正前原子炉等規制法	平成24年法律第47号による改正前の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	原審第3準備書面	8	答弁書から略称を変更
平成24年審査基準	平成24年9月19日付けの審査基準等	原審第4準備書面	29	
平成25年審査基準	平成25年6月19日付けの審査基準等	原審第4準備書面	29	
ほ				
法	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(平成29年法律第15号による改正前のもの)	原判決	4	
本件会合	原子炉施設等基準検討チーム第23回会合	原審第31準備書面	3	
本件各原子炉	大飯発電所3号機及び4号機に係る発電用原子炉	原判決	4	
本件各原子炉施設	本件各原子炉及びその附属施設	原判決	11	
本件シミュレーション	原子力規制庁が平成24年12月に公表した、原子力発電所の事故時における放射性物質拡散シミュレーション	原判決	13	
本件処分	大飯発電所3号機及び4号機に係る発電用原子炉の設置変更許可	原判決	4	
本件資料	前原子力委員会委員長の近藤駿介氏が作成した資料	控訴審第2準備書面	12	甲第222号
本件申請	大飯発電所3号機及び4号機に係る発電用原子炉の設置変更許可の申請	原判決	4	

本件審査	本件申請に係る設置許可基準規則等への適合性審査	原判決	42	
本件断層	「FO-A～FO-B～熊川断層」	控訴審第3準備書面	5	
本件発電所	大飯発電所	原判決	8	
本件ばらつき条項	地震動審査ガイドのI.3.2.3(2)	原判決	40	
み				
宮腰ほか(2015)	宮腰研氏らが執筆した論文である「強震動記録を用いた震源インバージョンに基づく国内の内陸地殻内地震の震源パラメータのスケーリング則の再検討」	原判決	18	乙61
宮腰ほか(2015)正誤表	宮腰ほか(2015)(乙61)の表6の一部についての正誤表	原審第18準備書面	12	乙85
も				
もんじゅ最高裁判決	最高裁判所平成4年9月22日第三小法廷判決(民集46巻6号571ページ)	原審第3準備書面	8	
や				
山形調整官	山形浩史・重大事故対策基準統括調整官(当時)	原審第28準備書面	9	
山崎教授	山崎晴雄首都大学東京大学院教授(当時)	原審第30準備書面	21	
ゆ				
有効性評価ガイド	実用発電用原子炉に係る炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策の有効性評価に関する審査ガイド(平成25年6月19日原規技発第13061915号原子力規制委	原審第17準備書面	27	乙80
よ				
要対応技術情報	何らかの規制対応が必要となる可能性がある最新知見に関する情報	原審第30準備書面	23	
吉岡氏	吉岡産業技術総合研究所活断層評価研究チーム長(当時)	原審第31準備書面	10	
れ				
レシピ解説書	震源断層を特定した地震の強震動予測手法(「レシピ」)の解説	原審第27準備書面	8	乙155
ろ				
炉心	発電用原子炉の炉心	原判決	198	
炉心等の著しい損傷	発電用原子炉の炉心の著しい損傷若しくは核燃料物質貯蔵設備に貯蔵する燃料体又は使用済燃料の著しい損傷	原審第5準備書面	5	
わ				
渡辺氏	渡辺東洋大学教授	原審第31準備書面	10	